

## 愛媛県教育委員会 7月定例会会議録

### 1 開会の日時及び場所

平成19年 7月 4日（水）午後 2時30分

愛媛県庁 第一別館 教育委員室

### 2 委員定数

6人

### 3 出席委員

委員長 井関和彦 委員 星川一治 委員 山口千穂

委員 砂田政輝 委員 和田和子 教育長 野本俊二

### 4 欠席委員

なし

### 5 会議に出席した公務員の職氏名

教育次長 菅原正夫

指導部長 平岡長治

文化スポーツ部長 中川敬三

教育総務課長 横田 潔

生涯学習課長 眞鍋幸一

義務教育課長 堺 雅子

高校教育課長 丹下敬治

人権教育課長 宮崎 悟

特別支援教育課長 武智一郎

文化振興課長 荒本 司

文化財保護課長 濱田健介

保健スポーツ課長 大杉住子

国民体育大会準備室長 岡田清隆

### 6 会議の概要

#### (1) 開 会

委員長 午後 2時30分開会を宣する。

#### (2) 6月定例会会議録の承認

委員長 6月定例会会議録の承認について諮る。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 承認する旨宣する。

#### (3) 教育長報告

委員長 報告を求める。

平成19年 6月定例県議会質問及び答弁要旨について

教育長 平成19年 6月定例県議会における教育委員会関係の質問事項と答弁要旨について報告する。

委員長 教育改革関連三法の改正により、指導力不足教員の認定が厳しくなされることとなるのか質問する。

指導部長 これまでの指導力不足教員の制度は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、不適格な教員を免職にし、別の職種に

就けることができるという方法で、各都道府県がそれぞれ指導力不足教員に関する規則、認定基準等を定めていたが、教育公務員特例法が改正され、今後はこの法律に基づき指導力不足教員の制度が運用される旨説明する。

教育長 指導力不足教員の認定基準は、これまで各都道府県で独自に定めていたが、今後は、全国統一的な適用基準が定められ、その中で各都道府県が認定するかどうかを判断することとなるように思われる旨説明する。

委員長 教員免許更新制において、30時間の講習だけで教員免許を更新することが不適当な者と断定することはなかなか難しい旨、当初は、教員免許更新制により不適格教員を排除するという案もあったと思うが、結果としては、そういった考え方は採られていない旨意見を述べる。

教育長 指導力不足教員の制度と教員免許更新制は、どのように関連づけて取り扱うのが注目をしていたが、指導力不足教員は指導力不足教員の制度として、教員免許更新制は教員免許更新制として、それぞれ区別して取り扱われているように思われる旨説明する。

委員長 教育改革関連三法の改正で、教育委員会に対する国の関与が増えているがどのように考えているか質問する。

教育長 教育委員会の活動を外部の有識者が評価したり、国から教育委員会に対して指示や是正の要求を行うことができるなど、教育委員会の活動をチェックする仕組みができたが、そこまでの必要があるのか疑問を持っている旨、及び今回の改正について、法律だけでは具体的な制度が分かりにくい部分もあり、今後、政省令が定まれば全体的な制度も分かってくるので、全国都道府県教育長協議会等の中で、このことについてしっかり議論を行い、特に気になる部分については、地方教育行政の立場から国に意見を述べていく旨説明する。

委員長 地方分権の流れの中で、自由度が増す部分と国の関与が増える部分が出てきているが、地方分権だからといって何もかも地方へ委譲することには懸念を持っている旨意見を述べる。

教育長 教育について、最終的には国が責任を持つという姿勢が現れた改正であるが、地方分権の流れには逆行しているように認識している旨説明する。

○平成19年度愛媛県県立高等学校入学者選抜の結果概要について

高校教育課長 平成19年度愛媛県県立高等学校入学者選抜の結果について、次により概要を報告する。

- ・ 入学者選抜の日程、受検者数及び合格者数
- ・ 全日制の一般入学者選抜の成績概評

委員長 成績概況の得点相対度数分布図で英語の得点のばらつきが大

きくなっている理由について質問する。

高校教育課長 英語については、例年このような得点のばらつきが見られ、学力の二極化が進んでいるのではないかと考えており、英語の学力向上に留意していかなければならない旨説明する。

平成20年度愛媛県公立学校教員採用選考試験の志願状況について

高校教育課長 6月20日に締め切った平成20年度愛媛県公立学校教員採用選考試験の志願者数と加点制度による加点の希望状況について説明する。

教育長 大都市部で教員の大量採用があることから、志願者数が減少し競争倍率が下がることで教員の資質が低下することを懸念していたが、昨年度を上回る1,908人の志願者数となり、ありがたかった旨説明する。

砂田委員 教員の大量退職の時期を迎え、優秀な教員を採用することを目的として加点制度を導入したと理解しているが、加点制度の項目を増やしたにもかかわらず、この制度による加点の希望者が減少していることから、この制度を定着させるためにも、加点制度の志願者に対する魅力を検証するとともに、過去に加点制度を利用して採用された教員が学校現場でこちらが期待したとおりの力を発揮しているのかを調査し、情報発信する必要がある旨意見を述べる。

高校教育課長 司書教諭の資格に対する加点の希望者が減少しているが、これは、昨年度は資格取得見込み者も対象者としていたが、今年度は既に資格を取得している者を対象者としたことが原因と考えられる旨、及び1次試験と2次試験の試験内容を再編成し、2次試験では、小論文、場面指導、面接等で人物重視の採用を行いたい旨説明する。

教育長 司書教諭については、昨年度にある程度の優秀な教員を採用することができたので加点を50点から20点に見直したことも原因として考えられる旨、及び芸術・文化の分野と青年海外協力隊の分野での志願者が増加していることや、全ての小中学校で特別支援教育に取り組まないといけない状況で、特別支援学校教諭免許を持った者が多く志願していることを評価している旨説明する。

指導部長 昨年度に加点制度を導入した時点で、志願者から加点希望のあった項目について、この制度による加点の対象に該当するのかがどうか審査を行い、志願者に結果を公表しているため、昨年度に加点の対象とならないことが明らかとなった者は、今年度はこの制度を希望していないことも、加点希望者の減少に影響している旨説明する。

教育長 今年度は、臨床心理士資格者の加点の希望者はいないが、現職で臨床心理士の資格取得者は2名しかおらず、2名では心のケアとかいじめ対策の対応に十分ではないので、今後も加点制度を利用した臨床心理士資格者の採用に取り組みたい旨説明する。

学校へのAEDの普及について

保健スポーツ課長 AEDの県下の学校への設置状況及びAEDを有効活用するための教職員の講習状況等について説明する。

和田委員 地域によってAEDの設置に差が見られるが、AEDを使った応急手当ができる体制づくりを進めるためにもAEDの設置について市町へ働きかけてほしい旨意見を述べる。

委員長 議案第35号愛媛県社会教育委員の委嘱について、議案第36号愛媛県立図書館協議会委員の任命について、議案第37号愛媛県スポーツ振興審議会委員の任命について、議案第38号公立小学校長の懲戒処分について、議案第39号公立小学校長の懲戒処分について、議案第40号公立小学校教員の懲戒処分について、議案第41号公立小学校教員の懲戒処分について、議案第42号公立小学校長の人事について、及びその他の協議の平成20年春の叙勲について、平成19年度教育者文部科学大臣表彰について、平成19年度地方教育行政功労者文部科学大臣表彰について、平成19年度優良公民館文部科学大臣表彰について、平成19年度社会教育功労者文部科学大臣表彰については、人事案件であり、それぞれ非公開とすることを発議する。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 議事の進行上、公開案件を先に審議することについて発議する。

全委員 異議ない旨答える。

#### (4) 議 事

専決処分の承認

委員長 専決処分について報告を求める。

教職員の報償について

義務教育課長 死亡した公立中学校教員に対し、愛媛県教職員報賞規程に基づき報賞することについて、愛媛県教育委員会教育長専決規則に基づき専決処分した旨報告し、承認を求める。

委員長 意見を求める。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 承認する旨宣する。

委員長 以後の案件を非公開とする旨宣する。

議案審議

委員長 議案第35号を上程する。

○議案第35号 愛媛県社会教育委員の委嘱について

委員長 議案説明を求める。

生涯学習課長 愛媛県社会教育委員の任期満了に伴い、社会教育法第15条第2項の規定に基づき委員13名を委嘱する原案の説明をする。

委員長 原案について意見を求める。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

委員長 議案第36号を上程する。

○議案第36号 愛媛県立図書館協議会委員の任命について

委員長 議案説明を求める。

生涯学習課長 愛媛県立図書館協議会委員の任期満了に伴い、図書館法第15条の規定に基づき委員5名を任命する原案の説明をする。

委員長 原案について意見を求める。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

委員長 議案第37号を上程する。

○議案第37号 愛媛県スポーツ振興審議会委員の任命について

委員長 議案説明を求める。

保健スポーツ課長 愛媛県スポーツ振興審議会委員の任期満了に伴い、スポーツ振興法第18条第4項の規定に基づき委員14名を任命する原案の説明をする。

委員長 原案について意見を求める。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

委員長 議案第38号及び議案第39号を上程する。

○議案第38号 公立小学校長の懲戒処分について

○議案第39号 公立小学校長の懲戒処分について

委員長 議案の説明を求める。

義務教育課長 前任校の教頭を務めていた時に、児童が集めた募金を校長に無断で引き出し、目的外である教材費等に流用し、また、支出した現金についても適切な会計処理を行わなかった公立小学校長を懲戒処分（停職6月）する原案の説明をするとともに、事件のあった学校の校長について、監督責任に加え、募金の通帳が所在不明となっている事態を認識していながら1年間にわたって抜本的な措置を行わなかったことから、懲戒処分（減給1月）する原案の説明をする。

委員長 原案について意見を求める。

和田委員 児童の善意である募金を流用し、公金であるにもかかわらずさんな会計処理をしていたことは重大であるし、事件のあった学校の校長が不適切な事態を認識していながらこれを解消するための抜本的な措置をとらず事態を長引かせたことを考えると原案による処分もやむを得ない旨意見を述べる。

砂田委員 停職6月とは、どのようなレベルの処分と考えているのか質

問する。

教育長 懲戒免職処分に次ぐ、重い処分であると考えている旨説明する。

砂田委員 今回の処分について、停職6月が最も適切と考えた理由について質問する。

教育次長 懲戒免職処分も念頭において審議したが、現金については既に返還されていることや学校で使用する教材等に流用されたと見られること、並びに他県及び過去の事例等を勘案して原案とした旨説明する。

指導部長 募金を流用して購入した教材等について市教委が調査を行ったが、領収書などの会計書類はなく、本人の申告をもとに購入した教材等を学校で確認した結果、購入した教材等の一部は確認がとれている旨説明する。

委員長 議案第38号について諮る。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

教育長 事件のあった学校の校長についても、不適切な事態を認識しながら1年間にわたり抜本的な措置をとっておらず、また、市教委に対して私的流用がないので事件性はないと報告したことは認識が甘いと言わざるを得ず、懲戒処分が適切である旨説明する。

委員長 校長は、後任の教頭に指示をすとか通帳を再発行させるなどして不適切な状態をすぐに解消すべきであった旨意見を述べる。

教育次長 平成17年4月に募金が引き出され、平成18年4月の人事異動で教頭が異動した時に不適切な事態を認識しており、その時に校長として適切な措置をとるべきであった旨説明する。

委員長 議案第39号について諮る。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

委員長 議案第40号を上程する。

○議案第40号 公立小学校教員の懲戒処分について

委員長 議案の説明を求める。

義務教育課長 児童の個人情報の入ったUSBメモリースティックを校長に無断で持ち出し、帰宅途中に盗難に遭い、個人情報漏えいのおそれがある事態を引き起こした公立小学校教員を懲戒処分する原案の説明をする。

委員長 原案について意見を求める。

和田委員 個人情報の漏えいはなかったのか質問する。

教育長 個人情報漏えい的事实は確認されていない旨、及び個人情報漏えい防止については、かねてから厳しく指導しているにもかかわらず、こういった事態を招いて残念である旨説明する。

委員長 原案について諮る。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

委員長 議案第41号を上程する。

○議案第41号 公立小学校教員の懲戒処分について

委員長 議案の説明を求める。

義務教育課長 歯垢染色錠剤と間違え、残留塩素測定用薬剤を児童に配布した公立小学校教員を懲戒処分する原案の説明をする。

教育長 養護教諭の本来業務において、また、児童が口に含む薬剤について、このようなミスをすることは許されるものではなく、原案とした旨説明する。

委員長 原案について意見を求める。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

委員長 議案第42号を上程する。

○議案第42号 公立小学校長の人事について

委員長 議案の説明を求める。

義務教育課長 公立小学校長の願いにより本職を免じ、後任の校長を任命する原案の説明をする。

委員長 原案について意見を求める。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

(5) その他

○平成20年春の叙勲について

委員長 協議題の説明を求める。

教育総務課長 平成20年春の叙勲候補者（7名）の推薦について説明する。

委員長 意見を求める。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 了承する旨宣する。

○平成19年度教育者文部科学大臣表彰について

委員長 協議題の説明を求める。

教育総務課長 平成19年度教育者文部科学大臣表彰の被表彰候補者（3名）の推薦について説明する。

委員長 意見を求める。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 了承する旨宣する。

平成19年度地方教育行政功労者文部科学大臣表彰について

委員長 協議題の説明を求める。

教育総務課長 平成19年度地方教育行政功労者文部科学大臣表彰の被表彰候補者（4名）の推薦について説明する。

委員長 意見を求める。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 了承する旨宣する。

○平成19年度優良公民館文部科学大臣表彰について

委員長 協議題の説明を求める。

生涯学習課長 平成19年度優良公民館文部科学大臣表彰の被表彰候補団体（1団体）の推薦について説明する。

委員長 意見を求める。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 了承する旨宣する。

○平成19年度社会教育功労者文部科学大臣表彰について

委員長 協議題の説明を求める。

生涯学習課長 平成19年度社会教育功労者文部科学大臣表彰の被表彰候補者（2名）の推薦について説明する。

委員長 意見を求める。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 了承する旨宣する。

委員長 非公開案件終了のため会議を公開する旨宣する。

委員長 議事を閉じる旨宣する。

(6) 閉 会

委員長 午後4時20分閉会を宣する。

以上会議のてん末を記録し、相違のないことを証するため署名する。